

川口市地域防災計画の修正（案）概要

「川口市地域防災計画」は、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、「災害対策基本法」に基づき、「防災基本計画」及び「埼玉県地域防災計画」と整合を図り策定している。

今年度の修正案は、災害対策基本法の改正に伴う避難情報の見直し、性的マイノリティに関する記載の追加、要配慮者施設の整理等について反映させるもの。

【主な修正項目】

1 避難情報の見直し

災害対策基本法の改正に伴い、これまでの「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つの避難情報が「避難指示」に一本化されたことから、地域防災計画上で該当する箇所を修正するもの。（詳細は資料 1-1、1-2 を参照）

2 性的マイノリティに関する記載の追加

避難所で特別な配慮を要する対象として、高齢者や障害者に加えて性的マイノリティを追加し、避難所運営等における性的マイノリティに対する配慮について明記するもの。

3 要配慮者施設の整理

埼玉県河川の浸水想定の見直しに伴い、必要に応じ各要配慮者施設における浸水想定を修正したほか、病院施設のうち、入院を伴わない診療を行う施設については、要配慮施設の一覧から削除するなど、実態に応じた整理を行った。

【その他の修正項目】

1 防災協定の追加

新たに防災協定を4件追加するもの。

（川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合、和光紙器株式会社、株式会社丸喜運輸、佐川急便株式会社 北関東支店）

2 所掌事務の見直し等に伴う担当業務の変更

組織改正や所掌事務の見直し等により、担当業務の一部変更を行うもの。